（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第十条の二の二第一項及び第三項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三の次に一条を加える改正規定のうち第十条の三の二第一項中「第十七条」を「第十九条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の五第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第五十条」を「第五十一条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三の二第一項中「第十七条」を「第十九条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三の次に一条を加える改正規定のうち第二十六条の三の二第一項中「第十七条」を「第十九条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十七条の五第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十八条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十八条の三の次に一条を加える改正規定のうち第二十八条の三の二第一項中「第十七条」を「第十九条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十九条の五第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十九条の六第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第二十二条　沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第三号中「福島復興再生特別措置法」を「この法律の公布の日又は福島復興再生特別措置法」に、「施行の日」を「公布の日のいずれか遅い日」に改める。

附則第十九条のうち福島復興再生特別措置法第三十八条第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に一号を加える改正規定中「第三十八条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

附則第十九条のうち福島復興再生特別措置法附則第十条の次に一条を加える改正規定のうち「附則第十条」を「附則第十二条」に改め、附則第十条の二のうち沖縄振興特別措置法第十四条第五項に一号を加える改正規定のうち第七号中「第三十八条第八項」を「第四十条第八項」に改め、附則第十条の二を附則第十二条の二とする。

附則第十九条のうち福島復興再生特別措置法附則第十五条の改正規定のうち「附則第十五条」を「附則第十七条」に改め、附則第十五条のうち総合特別区域法第二十条第五項に一号を加える改正規定のうち第六号及び同法第四十三条第五項に一号を加える改正規定のうち第六号中「第三十八条第八項」を「第四十条第八項」に改め、附則第十五条を附則第十七条とする。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第二十三条　都市の低炭素化の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第三条のうち登録免許税法別表第一第百三十九号の改正規定中「第四十六条第一項」を「第四十八条第一項」に改める。

附則第四条第一項中「第四十六条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第二項中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第二十四条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「、地域活性化総合特別区域通訳案内士及び福島特例通訳案内士」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第二十五条　復興庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関すること並びに同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること。

第二十六条　復興庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「並びに同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業」を「、同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること、同法第三十八条第九項に規定する産業復興再生計画の認定に関すること、同法第五十八条第五項に規定する重点推進計画の認定に関すること並びに同法第三十八条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整」に改める。

（政令への委任）

第二十七条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　田中　直紀